

5 事務分担

基本的な考え方

- 特別区と大阪府で役割分担を徹底します。

特別区 住民に最も身近な存在として、豊かな住民生活や地域の安全・安心を支えるため、中核市*並みの権限を基本に住民に身近な事務を実施します。

なお、専門性、公平性、効率性の確保が特に必要な事務については、一部事務組合等により共同で実施します。

*中核市は国の政令で指定する人口20万人以上の市で、一般的な市が行う事務を超えた事務(例:保健所の設置など)を行います。

大阪府 特別区を包括する広域自治体として、大阪都市圏の成長を支え、大阪全体の安全・安心を確保するため、大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務を実施します。

- 住民サービスの適正な引継ぎ、水準の維持

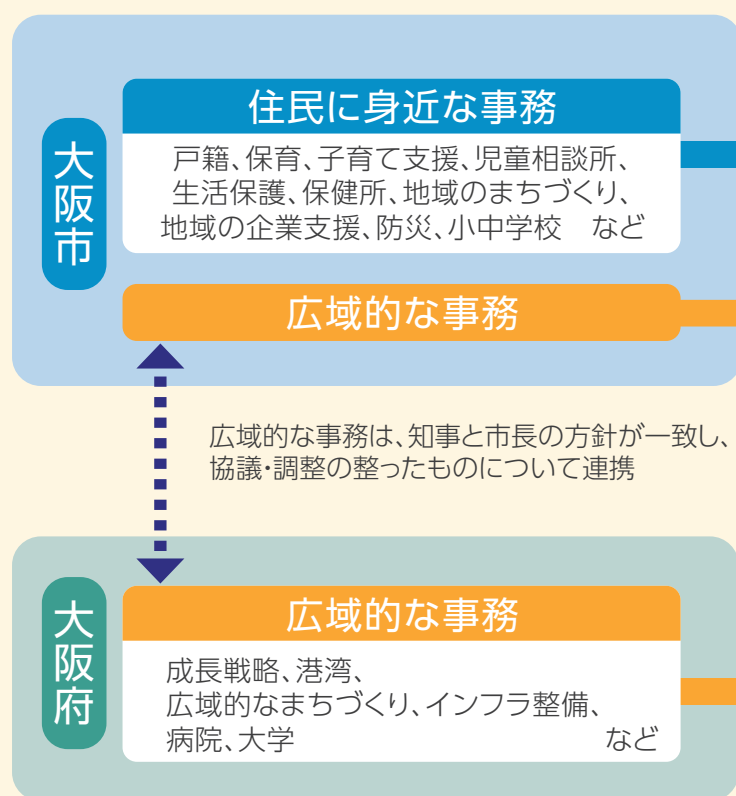
◆大阪市と大阪府は、現在の住民サービスを低下させないよう適正に事務を引き継ぎます。

◆特別区の設置の際は、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは内容や水準を維持します。

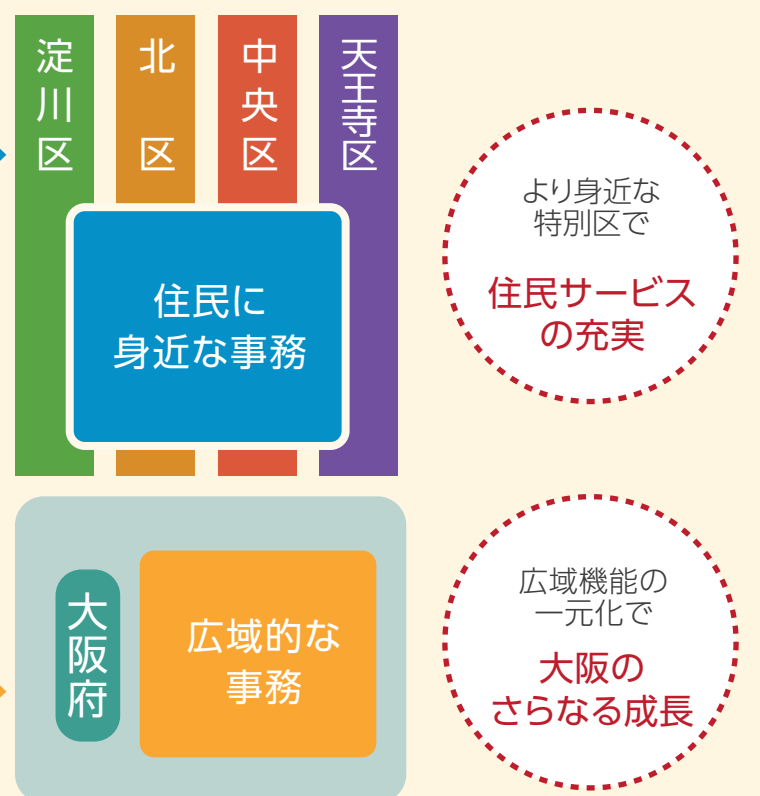
(特別区設置の日以後も、特別区と大阪府は地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するように努めます。)

イメージ図

【現在】



【特別区設置後】



6 職員の移管(特別区・大阪府への職員配置)

基本的な考え方

- 特別区と大阪府の事務分担に応じて必要な職員を配置します。

- 特別区長と知事の人員マネジメントのもと、それぞれの機能をフルに発揮できる最適な組織体制をめざします。

特別区

近隣中核市*を参考に各特別区の人口規模を考慮したうえで、中核市権限を上回る事務や大阪市の特性(生活保護受給世帯数が多いことなど)を反映し、地域ニーズに応じた身近なサービスを提供できる効果的・効率的な体制

*豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、尼崎市、西宮市

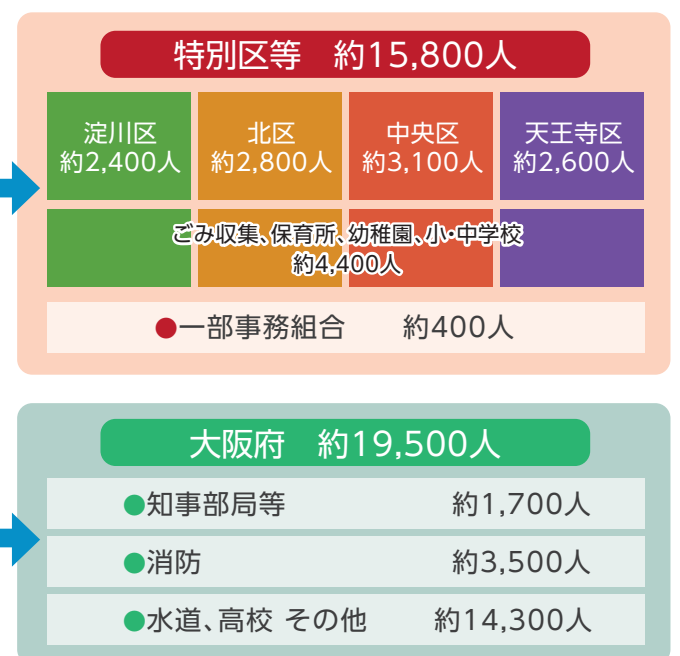
大阪府

大阪の成長、安全・安心の確保をめざし、関係機関を巻き込んで強力かつ適切に施策を推進していくための司令塔機能を担う広域自治体として、全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、一元化する広域機能を最大限発揮できる体制

【特別区設置直前の職員数(見込み)】



【特別区設置後】



※端数処理の影響で、合計数等において一致しない場合があります